

宮崎市中小企業融資制度

(令和2年4月1日現在)

資金名	融資対象	融資限度額	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資利率		保証料率	保証人 及び担保	取扱金融機関
					責任共有 制度対象	責任共有 制度対象外			
小規模企業者 特別融資	市内で事業を営む小規模企業者で、個人で市内に住所及び事業所を有する者又は法人で市内に本社を有する者	1,000万円	運転資金 設備資金	7年以内 (1年以内)	-	年1.75%	保証協会の定める保証料率 【市補助】 1.25%を上限とした補助 ※裏面参照	法人の場合は原則として代表者のみとし、個人の場合は原則不要とする 必要により担保徴求	宮崎銀行 宮崎太陽銀行
一般資金	市内で事業を営む中小企業者で、個人で市内に住所及び事業所を有する者又は法人で市内に本社を有する者・・・(a)	1,000万円	運転資金 設備資金	7年以内 (1年以内)	年1.95%	年1.75%			西日本シティ銀行 鹿児島銀行 大分銀行 肥後銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫
緊急経営 支援資金	(a)で次のいずれかに該当する者 ①最近3か月の平均売上高等が、前年同期比で著しく減少した ②原油等の仕入価格の上昇を、商品価格に転嫁できていない ③倒産関連などの不況の影響を受けている ④台風や豪雨などで被害を受けた (法人は、事業所のみを市内に有する者も含む)	500万円	運転資金 設備資金	7年以内 (1年以内)	年1.55%	年1.35%			商工組合中央金庫 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎第一信用金庫 商工組合中央金庫
短期資金	(a)と同じ	300万円	運転資金	1年以内	年1.55%	年1.35%			宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎第一信用金庫 商工組合中央金庫
創業支援資金	市内で新たに事業を開始する者又は1年未満の者 (市外居住者も含む)	1,500万円	運転資金 設備資金	10年以内 (1年以内)	年1.6%	年1.4%			
中心市街地活性化特別融資	中心市街地内の商業地域に新たに店舗や事務所等を構える又は増改築することについて具体的な計画を有し、次のすべてに該当する者(市外居住者も含む) ①新たな出店等に関する計画を作成し、宮崎商工会議所の確認を受けている ②許認可等を要する業種については、その許認可等を受けている、又は申請中である	5,000万円	設備資金 設備に伴う 運転資金	10年以内 (1年以内)	融資実行日現在に都市銀行が短期プライムレートとして決定した金利のうち、最も多くの数の都市銀行が採用した金利(最頻値)に0.200%を上乗せした金利(融資実行以降の金利変動については、各金融機関所定の利率にて変動する。)	融資実行日現在に都市銀行が短期プライムレートとして決定した金利のうち、最も多くの数の都市銀行が採用した金利(最頻値)と同率の金利(融資実行以降の金利変動については、各金融機関所定の利率にて変動する。)			宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎第一信用金庫
組合事業 育成資金	(a)で事業協同組合、商店街振興組合、その他特別の法律によって設立された組合及び連合会又は組合員	1組合 5,000万円 (転貸資金は 8,000万円)	運転資金 設備資金	5年以内 (6ヵ月以内) 7年以内 (6ヵ月以内)	年2.05%	-			同上

・宮崎市税に滞納がないことがご利用の条件です。また、別途、取扱金融機関及び宮崎県信用保証協会の審査があります。

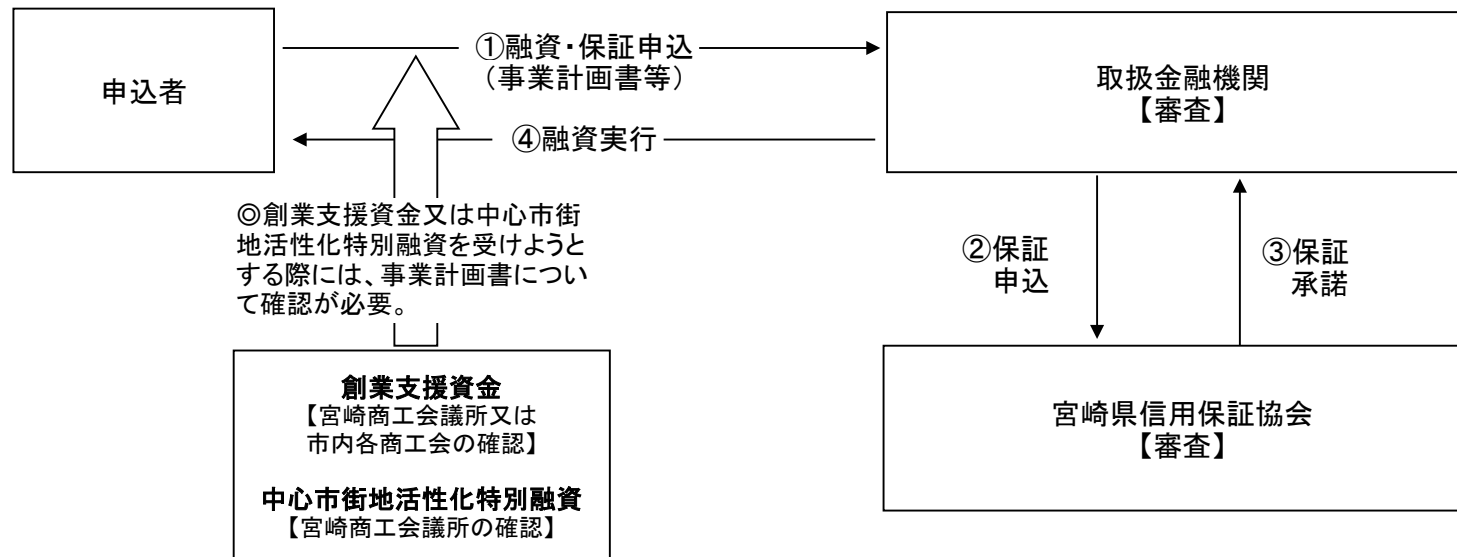
(注) 滞納無証明申請の際に、申請時点から遡って概ね10日以内に納税された分については、領収書等をご提示いただき確認する場合があります。

・申込に必要な書類は、取扱金融機関の窓口でお尋ねください。また、宮崎県信用保証協会(Tel 24-8253)に直接お問い合わせいただくこともできます。

宮崎市中小企業融資制度

(令和2年4月1日現在)

《融資の流れ》



宮崎市中小企業融資制度保証料率表

資金種別	カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
① 小規模企業者 特別融資	保証料率	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
	市補助	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
	自己負担	0.85	0.65	0.45	0.25	0	0	0	0	0
② 上記以外	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	市補助	1.25	1.25	1.25	1.25	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	自己負担	0.65	0.50	0.30	0.10	0	0	0	0	0

※保証料率は、宮崎県信用保証協会において中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により算定した評点に基づいて決定します。

※①の保証料率は、地公体割引0.1%を実施した後の料率を記載しています。

※②の保証料率は、担保提供のある事業者については、保証料率表の表示料率から0.1%割引く場合があります。

※中小企業会計に関する要領の適用状況を確認でき、②に該当する事業者については、保証料率表の表示から0.1%割引く場合があります。